

適正な電力取引についての指針（改定）について

（趣旨）

本年4月1日よりネガワット取引（特定卸供給）が制度化されること等を踏まえ、経済産業省と公正取引委員会が共同して策定している「適正な電力取引についての指針」について改定を行う必要がある。

そこで、同指針の改定内容及び改定案の経済産業大臣への建議について検討いただく。

主なポイント

1. 改定の背景

経済産業省は、公正取引委員会と共同して、「適正な電力取引についての指針」（以下「本指針」という。）を策定しているところ、本年4月1日の「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（第3弾改正電気事業法）の一部施行に伴い、需要抑制により得られる電気を転売することができるネガワット取引（特定卸供給）が制度化されること等を踏まえ、本指針についてもネガワット取引の適正な実施を確保するための改定を行うことが必要である。

2. 改定に関する検討の経緯と経済産業大臣への建議

電気事業法に関する本指針の具体的な改定内容については、制度設計専門会合において審議を行い、独占禁止法に関する本指針の具体的な改定内容については、公正取引委員会において並行して検討が行われてきた。

経済産業省と公正取引委員会は、本指針の改定案（別紙1）について、昨年12月5日から本年1月10日にかけて、パブリックコメント手続を実施し、その結果、4件（1件に複数の意見が記載されている場合もある。）の意見をいただいた（別紙2）。そのうち電気事業法に関する意見を検討し、必要な技術的修正を行った（別紙3）。

そこで、本日は、パブリックコメント手続の実施後の修正を経た本指針の改定案について、その内容を審議いただくとともに、同案を別紙4により経済産業大臣に建議することについて検討いただく。

3. 改定の主な内容

電気事業法に関する本指針の主な改定内容は、以下のとおりである。

（1）ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方

① 考え方

- ・ ネガワット事業者は、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、次に掲げる要件に適合することが適当である。

- 1) 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができる。
- 2) 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制

制を保有すること。

3) 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

- 上げのデマンドリスポンスの取引に関係する当事者は、公正かつ有効な競争の観点から、ネガワット取引の場合と同様の配慮を行うことが期待される。
- ネガワット取引の実施に当たっては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、ネガワット事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。

② 望ましい行為

- ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。特に、供給元小売電気事業者は、ネガワット事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の申し入れを受けた場合には、積極的に協力することが期待される。
- ネガワット事業者は、需要抑制契約締結前に、報酬その他の取引条件について、需要家に対して十分な説明を行うことが望ましい。ネガワット事業者は、需要抑制契約締結前及び締結後に、需要家に対して、報酬その他の取引条件を記載した契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面を交付することが望ましい。
- ネガワット事業者は、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は報酬その他の取引条件についての需要家からの苦情・問合せについて、迅速かつ適切に処理することが望ましい。

(2) 託送分野等における適正な電力取引の在り方

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- 一般送配電事業者は、ネガワット事業を行う他の者との託送供給等業務に関連した情報連絡窓口を自己又はグループ内の小売部門ではなく、自らの送電サービスセンターや給電指令所とすることが望ましい。